

東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会 参加申込書（サポーター一用）

参加を希望される方は、以下に必要な事項をご記入のうえ、本参加申込書を上記宛先まで F A Xにてお送りいただき、年会費、カンパを下記のゆうちょ銀行の送金先口座にお振り込みください。

年会費 / 1000 円  
 カンパ（任意ですがぜひご協力ください） / 1 口 1000 円から  
 【送金先】 ゆうちょ銀行  
 口座記号番号 0 0 5 2 0 - 3 - 5 3 4 2 1  
 口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

以下に☑を付けてください。

市民の会規約の目的に賛同し、市民の会にサポーターとして入会します。  
 （ 今後、原告の追加募集がある場合、原告としての訴訟への参加を  
 希望する  希望しない ）

※ 原告として参加いただく場合は、上記年会費とは別途、3万円をご負担いただきます（訴状に貼付する印紙代や切手代、コピー代その他の実費や活動資金に充てさせていただきます。）。

		申込日	年	月	日
氏名	(ふりがな)	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
		生年月日	年	月	日生
		職業または所属団体	_____		
住所	〒 _____				
連絡先	電話	_____	F A X	_____	
	携帯電話	_____	Eメール	_____	
希望する連絡手段等	市民の会・弁護団からの連絡手段 (希望するいずれか1つに☑) <input type="checkbox"/> 上記住所へ郵送 <input type="checkbox"/> 上記F A Xへの送信 <input type="checkbox"/> 上記Eメールへの送信 ※ 事務局としてはできるだけEメールでのご連絡を希望しています。ご協力をお願いします。				

※ 上記個人情報、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟の支援や市民の会の円滑な運営のため以外には利用しません。

## 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、以下の住所とする。

新潟市中央区白山浦 1-238-6

(目的)

第3条 本会は、脱原発新潟県弁護団と連携し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所原子炉の運転差止め訴訟を支援して、同原発の運転を停止させることを目的とする。

(構成)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する市民（個人）で構成する。

(運営)

第5条 本会の運営は、代表、事務局幹事によって構成する役員会をもって決定する。

(役員)

第6条 役員は以下のとおりとする。

代表 若干名

事務局幹事 若干名

2 会計業務を処理するために役員会の決定により会計担当を置くことができる。

(資金)

第7条 本会の運営費と活動資金は、会員からの会費、個人及び団体からのカンパ、寄付金による。会費は年額1000円とする。

設立年月日 2012年4月22日

□ 連絡先・方法

- ・ 郵送先 〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-238-6 和田光弘気付  
東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会 宛
- ・ 電話&FAX 番号 025-383-6335
- ・ E-mail kashikarisashitome@gmail.com

□ 送金先

- ・ 郵便振替 口座番号 00520-3-53421  
口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
- ・ 銀行振込 ゆうちょ銀行 ○五九支店 当座 口座番号0053421  
口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会